

IPMの普及・定着に向けた今後の対応方針について（案）

1．経緯

- (1) 総合的病害虫・雑草管理(IPM)の普及・定着に向け、平成16年11月からIPM検討会を開催し、推進すべきIPMやその推進方策について検討を行い、その検討結果を総合的病害虫・雑草管理(IPM)実践指針として取りまとめ、平成17年9月に公表した。

また、IPM導入のきっかけとして、農業者自身でIPMの取組を確認できるIPM実践指標の策定を推進し、代表例示として、水稻、キャベツ及びカンキツのIPM実践指標モデルを公表してきた。

- (2) また、第5回IPM検討会において、今後のIPM実践指標モデルの策定方針、及びIPM実践指針に掲げている具体的な推進方策や課題について検討を行ったところである。

2．対応方針

- (1) 第6回の検討会では、IPMを実際に生産現場に普及・定着させていくためには、国としてどのような施策を執ることが必要かを検討したいと考える。

中でも都道府県などの地方行政、農業者団体の協力を得て、IPMを生産現場に根付かせる必要があるが、農業者が取り組みやすい環境作りをどう整えていくか、どのようなサポートを行うべきか考えていきたい。

- (2) そのためには、大きく3つのポイントがあると考えている。

第1に技術的なサポートについて、これまでIPM実践指標の策定を支援してきたが、IPM実践指標モデルを充実させるとともに、より生産現場で活用可能なIPMに関する技術情報を提供する必要がある。

第2に農業者がIPMを取り組みやすくするため、既存の施策や取組と関連付けていくことも必要である(例：環境保全型農業と連携し、その中でIPMの取組が評価される仕組みを構築)。

第3にIPMの普及・定着について、消費者や流通関係者にIPMに対する理解を深めてもらい、サポーターとなってもらうことにより、一層の推進を図ることが考えられる。

- (3) 更に、これらの取組を進めるに当たっては、国、地方、民間、生産者等の役割分担のもとに関係者が取り組むべき課題、目標等を明らかにし、それぞれの取組について工程管理を行い、施策を総合的に推進する必要がある。

ただし、これらの取組を、国が画一的に決定するのではなく、都道府県、地域及び農業者の自主性を考慮し、関係者の声を聞きながら進めて行く必要がある。

- (4) これらを踏まえ、第6回IPM検討会では、
主要作物のIPM実践指標モデルの策定について
IPM定着工程表の策定に向けた取組について
普及・定着を目的としたIPM検討会の運営について
の3つの課題を中心にIPMの普及・定着に向けた今後の対応方針について意見交換を行うこととする。